

日程第5 承認第1号 専決処分事項の承認について（平成25年度橋本市一般会計補正予算（第6号））から、日程第67 選第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての63件

○議長（石橋英和君）日程第5 承認第1号 専決処分事項の承認について（平成25年度橋本市一般会計補正予算（第6号））から、日程第67 選第2号 人権擁護委員候補者の推薦について までの63件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）それでは、市議会3月定例会に提案いたしました議案について、ご説明を申し上げます。

本議会には、専決処分事項の承認案件1件のほか、平成26年度橋本市一般会計、特別会計、企業会計の予算案件が14件、条例の制定、廃止及び改正案件が44件、その他として、公の施設の指定管理者の指定や委託業務契約の変更案件が2件、人権擁護委員の選任案件が2件、合計63件の案件を提案させていただきました。

まず、承認第1号は、平成25年度橋本市一般会計補正予算（第6号）についてであり、市議会議員補欠選挙費として、1,412万4,000円を補正いたしました。

市議会議員補欠選挙については欠員が生じたため、市長選挙と同日に執行する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、1月6日に専決処分を行ったもので、同条第3項の規定により議会の承認を求

めるものでございます。

ご承認賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第1号から議案第14号までは、平成26年度橋本市一般会計、特別会計、企業会計の各当初予算でございます。

まず、議案第1号の一般会計当初予算でございますが、予算総額は262億1,992万8,000円となっております。

平成25年度当初予算の250億7,470万7,000円と比較いたしますと11億4,522万1,000円の増加、率にして4.6%の増加でございます。

平成26年度当初予算は、この3月16日に市長選挙が執行されることから骨格予算を編成しておりますが、平成25年度以前からの継続事業が多く、結果的には平成25年度当初予算を上回ることでございます。

次に、一般会計歳入予算の主なものをご説明申し上げますと、市税につきましては平成25年度当初予算と比べ1.7%の増、67億6,800万円を計上してございます。

増加要因としては、税制改正により平成26年度から地方税の均等割の税額が引き上げられたことや過去の徴収実績を勘案したことによるものでございます。

次に、国庫支出金では、障がい者自立支援給付扶助費の増などに伴い、対前年度1.9%の増加となるとともに、県支出金につきましては、（仮称）さつき保育園新設に伴う子育て支援特別対策事業補助金や、あやの台北部用地基本計画策定委託事業に対する工場等用地造成事業補助金、おもてなしトイレ整備に係る観光施設整備補助金、国体競技別リハーサル大会補助金などの増加により、22.8%の大幅

な増加となっております。

繰入金については、財政調整基金や企業誘致対策基金、旧紀伊丹生川ダム基金の繰入金の減少により対前年度比で30.8%の減少、また、市債につきましては、橋本、応其両こども園建設事業や（仮称）山田地区公民館建設事業等に伴い大幅に増加するもので、対前年度と比べ33.1%の増加となっております。

次に、歳出予算の主なものでございますが、総務費の庁舎耐震改修に要する経費では、本年度は電気設備や庁舎周辺の舗装及び水路改修費として、1億122万1,000円を計上してございます。

また、まちづくり推進に要する経費では、本市の名誉市民である岡潔博士の偉業を伝承するため、杉村公園内に記念館の建設を予定しており、当該施設の基本設計を行う経費として399万8,000円を計上してございます。

次に、各選挙に要する経費として、県知事選挙に要する経費では3,786万7,000円、県議会議員一般選挙に要する経費で、1,488万7,000円、また、市議会議員一般選挙に要する経費で、1,043万5,000円をそれぞれ計上してございます。

民生費での保健福祉センター周辺整備に要する経費では、庁舎西別館解体撤去経費として4,646万8,000円を計上するとともに、学童保育に要する経費では、城山第2学童保育所建設事業として2,988万6,000円、保育所総務に要する経費では、さつき台地区において民間保育所の新築が計画されており、それに対して県の補助金が交付されるとともに市の負担分1,330万9,000円も合わせ、1億1,977万9,000円を計上してございます。

次に、こども園整備に要する経費では、橋本こども園及び応其こども園建設事業として、本体工事や備品購入費など関係経費を合わせて11億8,392万8,000円を計上してございます。

続きまして、農林水産業費では、くにぎふれあいの里整備に要する経費として、5,585万2,000円を計上するとともに、農山漁村活性化プロジェクト支援に要する経費では、西畑地区の土地改良事業の平成26年度事業費として2,625万3,000円を計上してございます。

また、ため池等整備事業に要する経費では、今後発生が予想される東南海地震や台風等による大雨の備えとして、ため池等の現状を把握するため、ハザードマップの作成等を行う委託料として3,500万円を計上してございます。

続いて、商工費の企業誘致に要する経費では、橋本市あやの台北部用地（隅田町山内・平野地区）を企業誘致用地として、南海電鉄株式会社・和歌山県・橋本市の三者が協力して実施する計画で、平成26年度において、全体事業費や分譲価格等を試算し、採算性のとれる手法を検討するため、あやの台北部用地基本計画策定委託料として6,000万円を計上してございます。

なお、この計画策定委託費については、三者それぞれ3分の1を負担することとなるため、南海電鉄株式会社及び和歌山県から合わせて4,000万円が市に納付されます。

また、地場産業振興センター管理運営に要する経費では、既存の「IT地域交流センター」の施設名称を「地場産業振興センター」に変更して、地域産品等のブランド化への支援、展示、物産PRを中心とした振興事業を行っていくため、空調やトイレ改修、展示室の整備経費として改修工事費など900万円を計上してございます。

次に、観光振興に要する経費では、平成25年3月に国の伝統的工芸品となった地場産品「紀州へら竿」のPR等により、河南地域の活性化につなげるため、隠れ谷池トイレ・棧橋整備事業として2,911万3,000円を計上して

ございます。

続きまして、土木費の道路施設長寿命化に要する経費では、道路や橋梁の劣化が進んでいる箇所を順次修繕し、施設の長寿命化を図る経費として3,300万円を計上するとともに、東家西御門線整備に要する経費では、平成23年度から継続して施工されている市道東家西御門線の平成26年度事業費として5,000万円を計上してございます。

次に、伏原田原線整備に要する経費では、雨天樋橋梁工事や水道及びN T T移設補償等の経費として1億672万円を計上したほか、社会資本整備総合交付金に要する経費では、御幸辻駅前広場の整備と、杉村公園の駐車場を整備する予算として、1億5,341万2,000円を計上いたしました。

また、公園管理に要する経費では、市内の都市公園のバリアフリー化事業等を行うもので、小峰台・紀見ヶ丘等の都市公園において、スロープや手すりの設置、段差解消などのバリアフリー化工事費として1,000万円を計上いたしました。

次に、教育費の文化振興に要する経費及び郷土資料館等管理運営に要する経費では、前畑秀子氏の生誕100年を迎える平成26年度において、生誕100年記念パネル展の開催や記念冊子の作成、また、毎年実施している前畑秀子・古川勝記念水泳大会にスペシャルゲストを招へいするための経費など、合わせて151万9,000円を計上してございます。

また、(仮称)山田地区公民館建設に要する経費では、本体建設費や備品購入費など、2億3,080万4,000円を計上したほか、国体準備に要する経費では、開催準備費やリハーサル大会運営経費など8,347万5,000円を、紀の国わかやま国体橋本市実行委員会に補助することといたしました。

以上が、平成26年度一般会計当初予算歳出

の主なものでございます。

次に、議案第2号から議案第14号までの特別会計・企業会計でございますが、議案第2号の国民健康保険特別会計では、療養給付費などの保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金の増額が見込まれることから、対前年度と比べ4.1%の増加となっているほか、議案第3号の簡易水道事業特別会計では平成29年4月に簡易水道が上水道に統合されることから、施設整備費として水道事業会計への繰出金を計上したことにより前年度と比べ54.3%の増加となっております。

また、議案第10号の橋本市介護保険特別会計につきましては、介護サービス給付費などの保険給付費の増加が見込まれることから、対前年度と比べ2.8%の増加となっております。

次に、企業会計でございますが、議案第13号の水道事業会計では、老朽化した導水管の更新と平成29年4月に簡易水道を上水道に統合することによる事業費の増加により前年度と比べ9%の増加となっております。

以上が平成26年度当初予算の概要でございます。

議案第15号及び議案第16号は、いずれも地域主権改革一括法に関連する条例の整備を行うもので、まず、議案第15号の橋本市消防長及び消防署長の資格を定める条例につきましては、消防組織法の改正に伴い、消防長及び消防署長の任命資格を新たに定めるものでございます。

議案第16号の橋本市社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、社会教育法の改正に伴い社会教育委員の委嘱の基準を新たに定めるものでございます。

次に議案第17号は、橋本市農業ふれあい公園設置及び管理条例を廃止する条例について

でございます。

橋本市農業ふれあい公園については、その敷地は和歌山県より無償譲渡を受けたものですが、無償譲渡を受ける際の条件として、平成25年12月末までは公園としての用途指定がありました。

このことを受け、農業ふれあい公園として条例を制定し、紀北川上農業共同組合を指定管理者として当該公園の管理を行ってまいりましたが、昨年末で用途指定の期間が満了しましたので、今後は普通財産として管理していくため、条例を廃止するものでございます。

議案第18号は、橋本市勤労青少年ホーム設置及び管理条例を廃止する条例についてでございます。

橋本市勤労青少年ホームは、勤労青少年の健全な育成と福祉の向上を図るため昭和53年に建設されましたが、近年では、レクリエーションやグループ活動の場は公民館等の施設に移行し、また相談業務についてもハローワークや労働基準局等で行われていることから、勤労青少年ホームはその役割を終えたものと判断し、条例を廃止するものでございます。

議案第19号の橋本市税条例の一部を改正する条例及び議案第20号の橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、いずれも地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第21号は、橋本市住居表示整備審議会条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、平成26年4月1日付で予定しております機構改革により、当審議会の所管課がこれまでの建設部都市計画課から建設部建築住宅課となることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第22号は、橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでござ

います。

これは、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第23号は、橋本市教育集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例についてでございます。

現在条例化されている教育集会所のうち、伏原教育集会所については旧耐震基準に基づき建設された建物であり、集会所として今後も使用を続けることは適切ではないことから、教育集会所としての用途を廃止し、本条例から削除するものでございます。

議案第24号は橋本市下水道排水設備指定工事店条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、下水道排水設備指定工事店の指定及び責任技術者の登録に係る本市への申請書類の一部を見直し、申請手続きの簡素化を図るため、所要の改正を行うものでございます。

続いて、議案第25号の橋本市民会館設置及び管理条例の一部を改正する条例についてから、議案第50号の橋本市温水プール設置及び管理条例の一部を改正する条例についてまでは関連する議案でございますので、一括してご説明をいたします。

これらは、消費税法等の改正により、平成26年4月1日より消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、使用料等の額を見直すとともに、現行内税方式により表記しているものを外税方式に改めるため、所要の改正を行うものでございます。

議案第51号は橋本市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、先ほどご説明いたしました消費税に関する所要の改正に加え、現在建設中の尾

崎集会所の完成に伴い、新たに本条例に追加するものでございます。

議案第52号は、橋本市 I T 地域交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についてでございます。

近年、I T 分野の進歩は著しく、情報通信インフラの環境が整う一方で、長引く不況の影響により市内事業者の低迷が続いております。

今後も地場産業の活性化を図るための拠点施設として、その目的を果たしていくため、今回「I T 地域交流センター」の施設名称を「地場産業振興センター」に変更する等、所要の改正を行うものでございます。

また、この改正に加え、先ほど説明いたしました消費税関係の改正もあわせて行うものでございます。

議案第53号は、橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

現在、「橋本市民病院」というのは、病院事業の名称として位置づけられておりますが、一つの組織としては位置づけられておりません。そこで、今後の病院内の機構改革等に対して迅速に対応できるよう、「橋本市民病院」を組織の一つとして位置づけるため、所要の改正を行うものでございます。

また、この改正に加え、先ほどご説明いたしました消費税関係の改正もあわせて行うものでございます。

次に、議案第54号の橋本市飲料水供給施設事業給水条例の一部を改正する条例について、議案第55号の橋本市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、議案第56号の橋本市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、議案第57号の橋本市農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について、一括してご説明いたします。

これらの議案につきましては、先ほどご説明いたしました消費税に関する所要の改正を行うものでございますが、中でも飲料水供給施設事業・水道事業・簡易水道事業の各水道料金、及び農業集落排水処理施設の維持管理負担金・使用料につきましては、これらの本体価格を引き下げること、税込み総額が現行料金より上がることはないよう、改正を行うものでございます。

議案第58号は、橋本市下水道条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、下水道使用料について、先ほどご説明いたしました水道料金等と同様、税込み総額が現行料金より上がることはないよう、本体価格を引き下げる形で消費税に関する改正を行うものでございます。

また、この改正に加え、下水道使用料の不正未払いに対応するための所要の改正もあわせて行うものでございます。

議案第59号は、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

これは、橋本市立応其こども園の指定管理者として社会福祉法人顕陽会を指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第60号は、製造の請負に係る委託業務契約の変更についてでございます。

これは、平成25年12月5日に議会の議決を経ました通信指令共同整備指令システム構築委託業務の契約について、平成26年4月1日から消費税率の引き上げに伴い、請負金額を増額する変更契約を締結するにあたり、議会の議決を求めるものでございます。

選第1号及び選第2号につきましては、人権擁護委員として、池田早代子氏及び生地清祥氏を推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

以上、承認1件、議案60件、選2件、計63

件についてご説明を申し上げました。議員各位には、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げ、説明といたします。

○議長（石橋英和君）市長の説明が終わりました。

---

○議長（石橋英和君）以上で本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。

明2月11日から2月16日までの6日間は議案調査等のため休会とし、2月17日午前9時

30分から会議を開くことにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

本日はこれにて散会いたします。

（午前10時20分 散会）